

## 障害者差別解消法—全国各地で条例化運動実る！



3月11日、京都府議会本会議で「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が成立。  
3月26日には鹿児島県でも「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が議会採択されました。条例制定運動を進めてきた障害者団体の努力が報われました。

## 第4期障害福祉計画、差別解消法の要領、条例化について

3月25日(火)に開催された名古屋市施策推進協議会(名家連委員は堀場会長)の審議の概要をお知らせします。

### 1. 第4期障害福祉計画(期間は平成27年4月1日～平成31年3月31日)

計画策定の専門部会委員について審議。精神分野の専門部会委員に名家連副会長・末次文夫氏、当事者委員に「雑草」事務局員の伊藤由佳氏が推薦決定されました。

#### 名家連意見

(1)協議会及び専門部会に委員として参加できない障害者団体に対し、ヒアリング等で幅広く意見を吸い上げる場を設けて、障害福祉計画に反映させることが必要である。

(2)専門部会には、愛知県社会福祉士協会同様、愛知県精神保健福祉士協会からも団体推薦による会員を選任する必要がある。

#### 事務局(名古屋市)意見

(1)については、できるだけ多くの意見を聴いて進めていく  
(2)については、これまでの議論を踏まえ事務局で相談してみる。

### 2. 障害者差別解消法への対応について

#### 名家連意見

(1)差別解消法施行に伴う要領を策定する場を明らかにするとともに、策定にあたっては愛知障害フォーラムなど障害者団体の参加と意見を反映させること。

(2)京都など各地で条例が制定されている。要領策定の先に条例化も視野に入れること。

#### 事務局意見

策定の場は推進協議会であり、必ず意見を伺う。名古屋市障害者団体連絡会の意見を伺う。それ以外の個別の団体は考えていない。愛知障害フォーラムの意見も頂き、法律が示す「上乗せ、横出し」を踏まえて条例が必要であれば考えていきたい。

